

基本計画の分野		これまでの主な取組
<p>第2節 有害化学物質対策の推進</p>	<p>1 有害化学物質の規制、監視の強化</p>	<p>法律・条例による規制の徹底と監視の強化 環境確保条例等に基づく、固定発生源である工場・事業場への排出規制の徹底と管理の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P R T R法（平成13年4月施行）、環境確保条例（平成13年10月施行）による化学物質適正管理の徹底 ・平成17年度、揮発性有機化合物（V O C）排出削減に向けた取組を開始 <p>都の要望に基づき、国がダイオキシン類に係る底質の環境基準を設定（平成14年9月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・底質（河川、海域、湖沼）の環境基準：150pg-TEQ/g以下 <p>二次生成されるP M 2 . 5の低減 国に先駆け、平成11年度より、P M 2 . 5の常時監視を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般局：足立区綾瀬及び町田市中町、自排局：足立区梅島及び国立で測定（平成17年度現在） <p>「光化学オキシダント対策検討会」設置（平成15年6月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光化学オキシダント濃度の低減のため、窒素酸化物濃度の低下に加え、V O Cの排出削減対策の必要性を提言 <p>平成17年度、V O C排出削減に向けた取組を開始</p> <p>ガソリンからの炭化水素蒸発防止対策 環境確保条例に基づき、ガソリンスタンド等における蒸発防止設備の設置を義務付け（新設：平成13年4月1日、既設：平成15年10月1日施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度、炭化水素系物質排出防止設備（ペーパーリターン）設置補助 ・新車への蒸発回収装置（O R V R）や燃料供給施設への蒸発回収装置（ステージ）の導入について国へ要望 ・平成14年度の中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第5次答申）」において、夏期に供給されるガソリンのリード蒸気圧については平成17年度以降、65kpa以下に低減することが適当であるとされた。

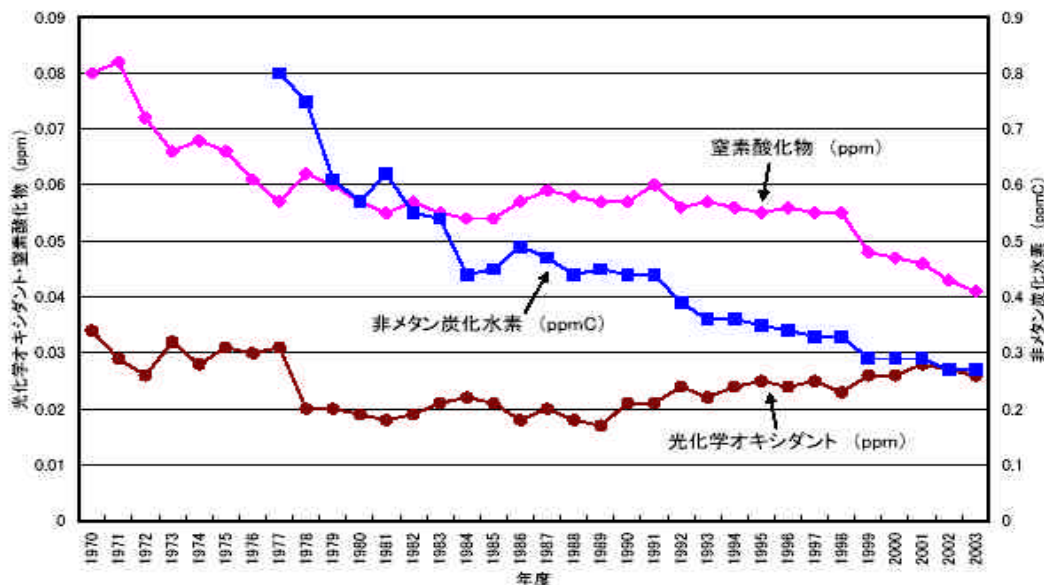
環境確保条例の化学物質適正管理と化学物質管理促進法（P R T R法）

	環境確保条例	化学物質管理促進法
対象事業所	工場・指定作業場 年間取扱量 100kg以上 中小の塗装、印刷、メッキ、 クリーニング、ガソリンスタンド等	従業員21人以上の製造業等23業種 年間取扱量 1t以上 比較的大規模な工場
対象物質	適正管理化学物質：58物質 性状及び使用状況等から特に適正な管理 が必要とされる化学物質（条例で規定さ れている有害ガス及び有害物質）	第1種指定化学物質：354物質 人や生態系への有害性（オゾン層破 壊性を含む）があり、環境中に広く 存在する化学物質
報告内容	使用量、製造量、製品としての出荷量、 環境への排出量、事業所外（廃棄物、下水） への移動量の5項目	環境への排出量、事業所外（廃棄物、 下水）への移動量の2項目
平成15年度分の集計結果	報告事業所 2,977（事業所） 使用量 666.5（千トン） 製造量 2.1（千トン） 製品としての出荷量 564.8（千トン） 環境への排出量 7.7（千トン） 事業所外への移動量 7.5（千トン）	届出事業所 1,532（事業所） 環境への排出量 4.0（千トン） 事業所外への移動量 2.8（千トン）

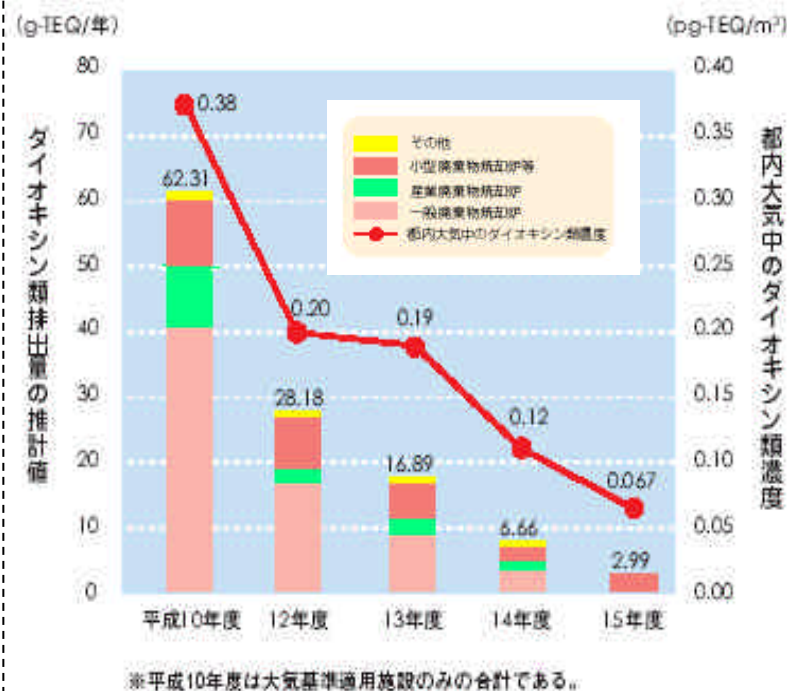
平成15年度 都内環境中のダイオキシン類調査結果

調査対象	環境基準(TEQ)	地点数	平成15年度調査結果(TEQ)	
			平均値	濃度範囲
大気	0.06 pg/m ³ 以下	20	0.067 pg/m ³	0.018 ~ 0.067 ~ 0.14
公共用水域	河川	42	0.34 pg/L	0.067 ~ 0.19 ~ 2.0
	湖沼	8	0.12 pg/L	0.063 ~ 0.10 ~ 0.24
	湖沼	1	0.070 pg/L	—
医用水域	河川	42	23 pg/g	0.25 ~ 3.0 ~ 41.0
	湖沼	8	24 pg/g	6.0 ~ 23 ~ 37
	湖沼	1	9.8 pg/g	—
地下水	1 pg/L以下	10	0.067 pg/L	0.065 ~ 0.066 ~ 0.073
土壌	1000 pg/g以下	60	15 pg/g	0.075 ~ 9.4 ~ 91

都内の光化学オキシダント（5～20時）・ 窒素酸化物・非メタン炭化水素の年平均値の経年変化



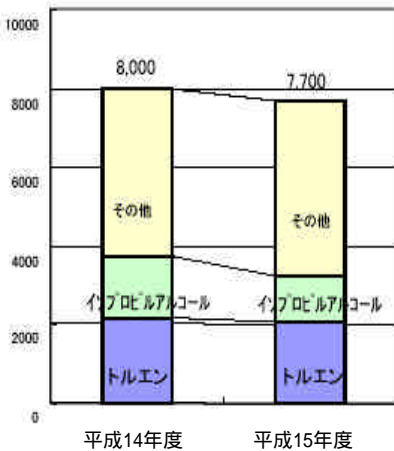
都内におけるダイオキシン類排出量の推計値 及び大気中のダイオキシン類濃度の推移



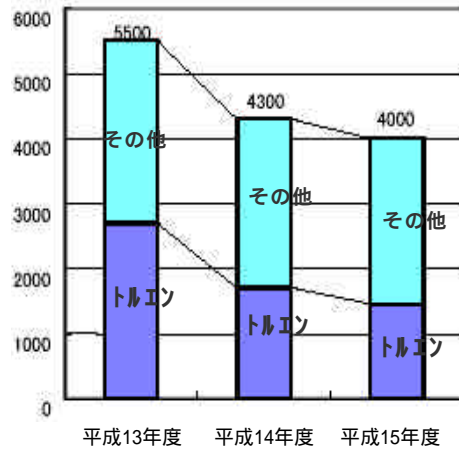
基本計画の分野		これまでの主な取組
<p>第2節 有害化学物質対策の推進</p>	<p>2 予防原則とリスク・コミュニケーション</p>	<p>化学物質の適正管理と情報の公開 P R T R法及び環境確保条例に基づく排出量、使用量等の把握を進め、集計値をインターネットで公開 ・事業者説明会などによる制度の定着・排出抑制の促進を図り、環境への排出量を低減 （平成15年度排出量の対前年度比増減：P R T R法 300 t、環境確保条例 300 t） 「東京都リスクコミュニケーションあり方検討委員会」設置（平成13年7月） ・都の化学物質に関するリスクコミュニケーション推進への取組等について報告（平成15年3月） ・リスクコミュニケーションパイロット事業（NEC府中事業所他）の実施、「ミニ環境報告書」の作成支援</p> <p>製品代替の促進と人体影響が懸念される化学物質使用の抑制 鉛フリー（無鉛）塗料の普及促進について、関係機関に要請（平成14年9月）、エコマーク認定取得 平成17年度、VOC排出削減に向けた取組を開始（低VOC製品の普及・啓発）</p> <p>次世代への健康影響に着目した化学物質対策の推進 「化学物質に関する子どもガイドライン」を作成 ・塗料編（平成14年7月）、室内空気編（平成15年1月）、殺虫剤樹木散布編（平成16年3月）、食事編（平成16年7月）</p> <p>環境保健対策の推進 「ディーゼル車排出ガスと花粉症の関連に関する調査委員会」設置（平成13年9月） ・ディーゼル車排出微粒子が、ヒトのスギ花粉症症状の発現や悪化に影響することが明らかになった ・八都県市首脳会議において緊急提案（平成17年5月）し、八都県市共同で花粉症対策に取り組むとともに、花粉症対策の強化を国に働きかけることとした</p>

都内における化学物質の環境への排出量経年変化

トン（環境確保条例に基づく報告）

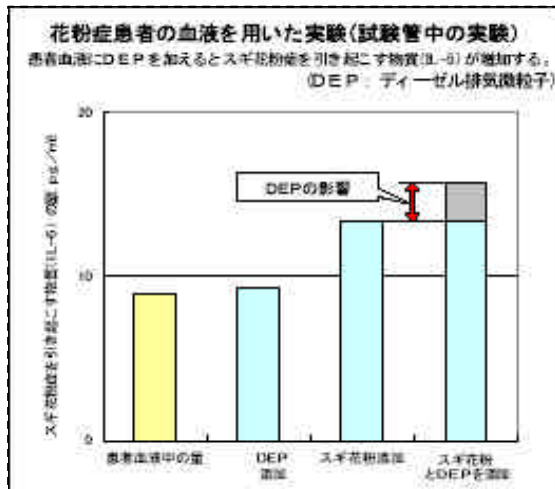


トン（PRT法に基づく報告量）



「ディーゼル車排出ガスの花粉症に対する影響について新たな知見」

- ディーゼル車排出微粒子が、ヒトのスギ花粉症症状の発現や悪化に影響を及ぼすことが初めて分かった。
- 妊娠中にあびたディーゼル車排出ガスが、生まれた子に影響することが初めて分かった。



平成17年度 VOC削減対策

目標

光化学オキシダントの低減
SPMの環境基準 100% 適合
有害化学物質の環境リスク低減



平成22年度までに、VOC排出量を
30%以上削減する
(平成12年度比)

具体的取組み

中小事業者からの排出が6割以上



中小事業者の自主的取組支援

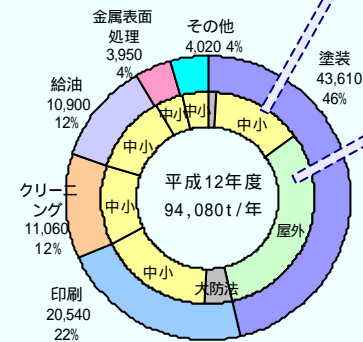
VOC対策ガイドの作成・活用
技術アドバイザー派遣
VOCに関する管理方法の作成支援

屋外塗装からの排出が約3割



低VOC製品の普及・啓発

シンボル事業等による普及啓発
公共部門での低VOC製品優先使用
低VOC塗料ラベルによる普及拡大
八都県市による推進体制の構築



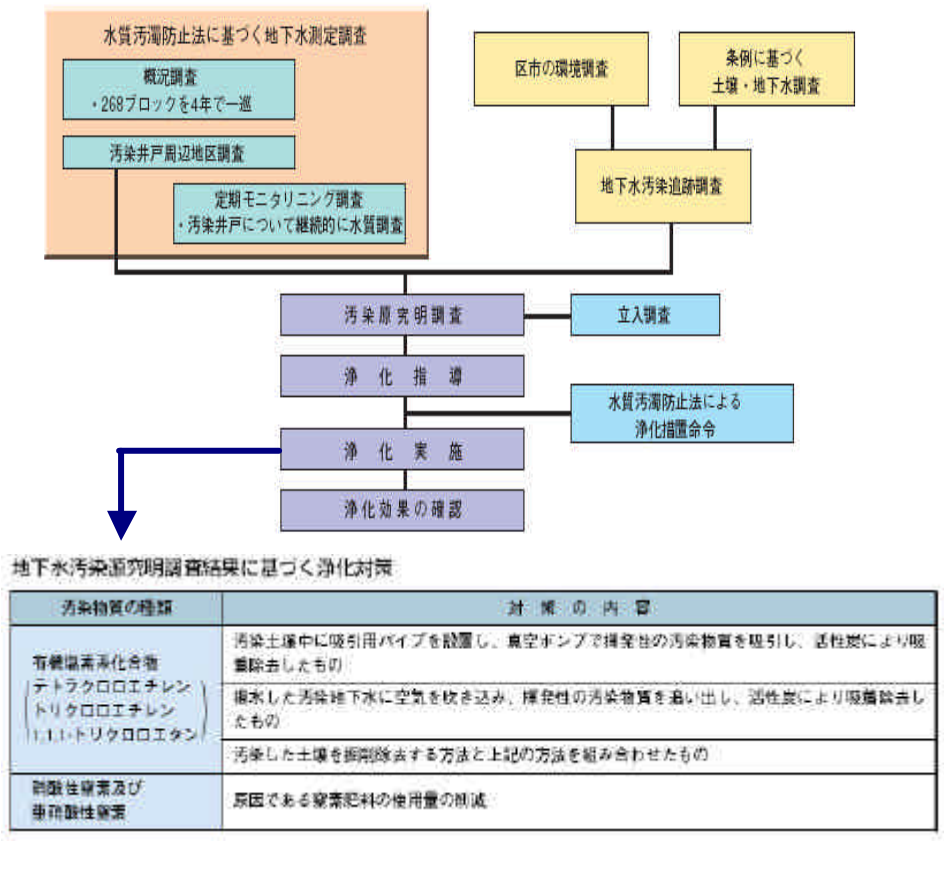
蒸発系固定発生源の内訳

基本計画の分野		これまでの主な取組
<p>第2節 有害化学物質対策の推進</p>	<p>3 水質・土壌汚染の回復</p>	<p>汚染地下水の浄化 水質汚濁防止法に基づき、有害物質の地下浸透防止の規制や指導を実施 ・水質測定計画に基づき、都内全域の地下水の水質調査を継続（平成15年度：71地点中8地点で環境基準超過） ・対象事業場に対し、有害物質の地下浸透防止の規制や指導を実施（平成15年度：183ヶ所で立入検査）</p> <p>土壌汚染対策のための仕組みの整備 環境確保条例、土壌汚染対策法（平成15年2月施行）に基づき、顕在化する土壌汚染に対して適切に対処 ・条例等に基づく土壌汚染調査の届出約2,900件のうち、約490件について汚染を確認、汚染除去等の対策を実施 土壌汚染対策に係る中小事業者への支援を実施 ・土壌汚染の調査方法や処理技術に関する情報を提供するため、事業者説明会を開催（平成16年5月） ・低コストの土壌汚染処理技術の開発促進、土壌汚染のある狭隘な土地の有効利用方法を提起するため、「土壌汚染処理技術フォーラム」を開催（第1回：平成16年7月、第2回：平成17年6月） ・土壌汚染の生じた土地の適正評価を図るため、金融業者等を対象に「土壌汚染対策セミナー」を開催（平成17年2月） ・低コスト、簡易迅速な調査方法の開発促進（平成17年度：重金属類）</p> <p>PCB廃棄物の適正管理の徹底と処理の促進 PCB特別措置法及びPCB適正管理指導要綱に基づき、都内事業所のPCB保有状況等を把握、縦覧 ・平成16年3月末の保管量及び使用量：高圧トランス1,695台、高圧コンデンサ23,712台等 日本環境安全事業（株）によるPCB廃棄物処理施設整備（平成16年7月着工、平成17年11月稼働予定） PCB廃棄物処理計画案を公表（平成17年7月）、現在パブリックコメントを求めている。</p> <p>アスベスト対策の推進 「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」を改定（平成16年3月（平成9年策定））</p>

地下水概況調査結果

年度	調査地点数	超過地点数	環境基準超過項目
平成13年度	87	10	鉛、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
平成14年度	71	9	鉛、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
平成15年度	71	8	鉛、六価クロム、シス-1,2-ジクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

地下水汚染対策の流れ



環境確保条例と土壌汚染対策法との比較

	環境確保条例	土壌汚染対策法
対象物質	土壌汚染環境基準項目及び土壌汚染含有量基準	同左
調査の実施	①土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合調査義務 ②地下水汚染が発生した場合調査義務 ③有害物質取扱事業者が廃止又は建物を除却する場合 ④3000㎡以上の土地改変を行う場合調査義務（土地の履歴調査から）	①水質汚濁防止法の特定施設で有害物質を製造、使用、処理を行っていた場合これを廃止した後調査・報告義務 ②土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがあると知事が認める場合、調査命令
調査の実施主体	有害物質取扱事業者	土地の所有者等
指定区域の指定	規定なし	指定基準に適合しない場合、指定・公示
対策	汚染状況調査結果により汚染処理、拡散防止措置の義務	土地の利用状況、汚染の状況により対策実施
完了届	提出義務	規定なし。ただし、指定区域内からの搬出土壌については、土壌管理票で管理

● 条例による土壌汚染処理の流れ

